

<個人ローン>商品概要説明書

2024 年 4 月 1 日現在

1. 商品名	しんきん個人ローン
2. ご利用いただける方	下記の条件を満たしている方。 ・ 満 20 歳以上で安定継続した収入がある方。 ・ (一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方。 ・ 当金庫の営業区域内に住所または居所を有する方、もしくは、当金庫の営業区域内に勤務されている方。
3. 資金使途	・ 健康で文化的な生活を営むために必要な資金。ただし、事業資金、旧債返済資金(基金保証付貸出以外)、投機的資金等は除きます。
4. ご融資金額	・ 500万円以内。
5. ご利用期間	・ 3カ月以上 10年以内。
6. ご融資利率	・ 当金庫所定利率。
7. ご返済方法	・ 元金均等または元利金均等払。 (ご融資金額の 50%の範囲内でボーナス併用も選択できます。)
8. 保証人・担保	・ (一社)しんきん保証基金の保証となりますので不要です。
9. 保証料	・ ご利用金額に対して年 2.0%の保証料を毎月お支払いいただきます。 ・ お利息には、(一社)しんきん保証基金所定の保証料が含まれておりますので、保証料を別途お支払いいただく必要はありません。
10. 苦情処理措置・紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部(9 時～17 時、電話:0193-62-2400)にお申し出下さい。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話:03-3517-5825)にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
11. その他	・ お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。 ・ 現在のご融資利率／ご返済の試算についてはお問合わせ下さい。

